

住所に変更があった方へ

～住民票の提出に代えて、「個人番号に係る調書」の提出が可能です～

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）及び個人番号（マイナンバー）の独自利用に関する都条例の規定により、難病医療費等助成制度において、マイナンバーを利用※できることが定められています。

これに基づき、東京都では、難病医療費等助成の更新申請時にマイナンバーを記載するための「個人番号に係る調書」（以下「調書」といいます。）をお送りします。

- マイナンバー等を記載した調書をご提出いただくのは、更新前の住所から**住所を変更した方のみ**です。また、調書に代えて、住民票（発行から3か月以内のもので、マイナンバーの記載がないもの）をご提出いただいても結構です。

住所に変更がない方は、調書をご提出いただく必要はありませんので、ご注意ください。

※ 難病医療費等助成制度では、マイナンバーを利用して、その番号の方の住民票情報などを区市町村に照会し、回答を得た情報を認定事務に利用します（これを「情報連携」といいます）。情報連携は、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを使用して行われます。

<マイナンバーの確認と身元確認について>

- 調書をご提出いただく際には、番号法の規定により、**患者ご本人のマイナンバーの確認と申請される方（代理の方も含む）の身元確認**が義務付けられています。

下記の①及び②の書類を区市町村の申請窓口にご提示ください。

① マイナンバーの確認に必要な書類（具体例）

マイナンバーカード、※通知カード（注）

※注：転居や改姓等により、令和2年5月25日以後に記載事項に変更があった方は、**通知カードは確認書類になりません**。（転居や改姓等が5月25日より前でも、変更手続が5月25日以降であれば、確認書類になりません。）

② 身元確認に必要な書類（具体例）以下のA又はB

A **本人の顔写真が掲載されている官公署の発行した証又はそれに類するもの**（以下の書類のうち、**いずれか一つ**）

マイナンバーカード、運転免許証（経歴証明書でも可）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳 等

B 上記Aの証の提示が困難な場合は、以下の書類のうち、**いずれか二つ**

難病医療費助成申請書（更新）（住所等印字されているもの）、マル都医療券、特定疾病療養受療証、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当調書 等

<代理人の方が申請手続される場合に必要となる書類について>

- 代理人の方が申請手続される場合には、**上記の書類に加え**、次の書類も必要となります。

◇法定代理人の場合：戸籍謄本、後見に関する登記事項証明書等の法定代理人であることを証する書類

◇任意代理人の場合：委任状（裏面の委任状をご利用ください。）

お問合せ先

【難病医療費等助成申請の制度に関すること】

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当

03-5320-4004（コールセンター）

9時～17時40分（土日祝日・年末年始を除く。）

【マイナンバーカード・通知カードに関すること】

お住まいの区市町村のマイナンバー担当

委任状

代理人住所：

代理人氏名：

私は、上記のものを代理人と定め、下記の申請手続を委任します。

記

委任事項：個人番号に係る調書を含む難病医療費助成申請書の提出に関する手続

令和 年 月 日

委任者（患者ご本人）住所：

委任者（患者ご本人）氏名：